

制定 平成21年7月21日
改訂 平成21年9月29日
改訂 平成22年4月 1日

体質強化グループ活動支援事業実施要領

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）の第4に基づき、以下のとおり体質強化グループ活動支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）を定める。

1. 事業の目的・概要について

我が国の水産業は、資源状況及び魚価の低迷に加え、燃油価格の高騰等経営環境の悪化により、漁業経営は厳しい状況となって国民への水産物の安定供給の確保に支障をきたすそれがある。

このため、漁業者のグループ化による省エネ型漁業への経営転換を推進し、より厳しい経営環境の下でも漁業を継続出来る経営体の効果的な育成を図るため、漁業者グループが実施する取組を支援する。

2. 漁業者グループの要件

省エネ型漁業等への経営転換を推進するため、省エネ又は生産性向上のための意欲的な取組を行う漁業者グループ（個人、団体又は法人）は、以下の要件を満たすものとする。ただし、これらの取組は、漁協・漁連・漁業種別中央団体（以下、「漁連等」という。）の指導のもとに実施することが前提であり、指導の効率性、省エネ推進活動等の効果の発揮等を勘案することとし、漁業者グループの構成は、漁協単位（都道府県の区域を地区とする漁協においては、支部、支店単位）、漁業種別団体を原則とする。後記3の漁業者グループの認定にあたっても、この点を考慮する。

なお、団体には、漁業を営む漁業生産組合又は漁協を含む。

(漁業者グループの条件)

複数の経営体かつ漁業従事者5名以上で構成すること、その代表者は65歳未満（事業着手時点）であること

3. 漁業者グループの認定

(1) 認定を受けようとする漁業者グループは、漁連等の指導のもと、グループ構成員や取組内容等を記載した「漁業者グループの概要と協同化計画書」（漁業者グループ規約を含む）を作成し、漁連等を通じて認定・評価委員会（以下「評価委員会」という。）に申請のうえ、認定を受ける（以下、認定された漁業者グループを「認定グループ」という。）。

(漁業者グループ認定基準)

評価委員会が認定する「漁業者グループ」は、学習会を開催するなど地域の省エネ推進活動又は生産性向上等地域の中心的役割を担う漁業者グループとする。

(2) 漁業者グループは、省燃油型・生産性向上の施設、設備及び機械等の導入（以下、「省燃油型施設等の導入」という。）の有無に関わらず、協同化による漁船等の省エネ推進活動、生産性向上をはじめとする取組内容を記載する。

また、省エネ推進活動等の一環として必要不可欠な省燃油型施設等の導入に係る補助を申請しようとする場合は、以下の条件を全て満たさなければならない。

(省燃油型施設等導入の条件)

- ① 船の燃油消費量（陸上設備を導入する場合は当該設備の燃油消費量）を1割以上削減できる取組又は生産性を3%以上向上出来る取組であること
なお、燃油消費量1割以上削減する場合、原則として馬力の増加は認めない。
また、船舶の建造は燃油消費量削減の取り組みでなければならない。
- ② グループで共同作業を行うこと
- ③ 事業により取得した設備等のグループでの共同所有、共同使用を明確にすること

4. 支援の対象となる取組と補助対象経費

(1) 支援の対象となる取組

評価委員会の認定を受けた「漁業者グループの概要と協同化計画」に基づいて、認定グループが計画的に実施する以下の取組とする。

(認定グループの取組)

- ① 協同化計画策定に関する取組（漁業種類・地域ごと等認定グループによる会議、グループ構成員に向けた研修会を含む。）
- ② 協同化推進研修会等への出席
- ③ 省エネ又は生産性向上のための技術や設備導入に係る情報収集・分析及び船舶・機器・設備類の購入。
- ④ 省エネ又は生産性向上のための設備、船舶・機器等の改造
- ⑤ その他、漁船等の省エネ又は生産性向上等経営改善のため評価委員会が認定した意欲的な取組

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、上記（1）の取組を行うために必要な経費で、下記のいずれかに該当するものとし、原則として必要と認められた経費の1/2以内（下取価額、消費税相当分を除く）を補助する。（但し、一部経費に上限を設ける。）

また、事業費から算出された助成金の額は千円単位（百円以下切り捨て）とする。

なお、補助率については、取組内容を勘案し、段階（1/2、1/3、1/4等）を設けることがある。

(認定グループへの補助)

- ① 体質強化グループ活動支援事業認定グループが実施する省エネ又は生産性向上に係る会議・研修会等の開催、広報、指導謝金に係る経費（別掲参照）
- ② 協同化計画作成に要する経費
- ③ 認定グループが実施する省エネ又は生産性向上の技術・設備導入に係る情報収集・分析及び船舶並びに陸上施設に関する機器・設備類の購入・改造及び設置に要する経費

ただし、上屋等は対象としない。また、申請のあった助成金額のうち省エネ船建造に係る船体の補助対象は水線下比（接水部分比）とし、機関換装についても省エネに関する部分のみとする。

なお、船舶を建造するグループの補助金の上限は一億円とする。

- ④ その他、漁船等の省エネ又は生産性向上のため、5の（2）に規定する評価委員会が認定した取組に要する経費

(留意事項)

- ① 現地視察に係る経費は補助対象としない。
- ② 漁船等の使用及び燃油購入に係る経費は、研修会開催で必要な場合においてのみ補助対象とする。

5. 漁業者グループ認定及び計画案の応募等の実施手続き

(1) 事業申請の認定

- ① 本事業を実施しようとする漁業者グループは「体質強化グループ活動支援事業実施申請書」（別記様式第1号）、「漁業者グループの概要と協同化計画書」（別記様式第2号）のほか、下記提出書類を漁協・漁連等を経由して水漁機構に提出する。
- ② 特に、本事業により、省エネ又は生産性向上のための施設等の導入を行おうとする者は、「省燃油型施設等の管理運営規程（案）」、「施設、設備及び機械類の管理台帳（案）」、「共同所有契約書（案）」の添付が必要となるが、当該規程の策定に際しては添付資料を参考に作成すること
- ③ 漁連等は、各グループが作成した認定等を申請する漁業者グループの取組内容を記載した「漁業者グループの取組要旨（別記様式第3号）」を取り纏めを作成し水漁機構にデータで送信すること（Eメール等）。

○ 提出締め切り期日：平成22年 5月24日（月）必着
平成22年 7月 1日（木）必着
平成22年 9月15日（水）必着

○ 提出先：〒101-0047
東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル5階
特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構事務局
TEL：03-6866-7111
FAX：03-6866-7114
担当者：露崎・黒木・小瀧
Eメール：taishitsukyoka@fpo.jf-net.ne.jp
水漁機構 <http://www.jf-net.ne.jp/fpo/index.html#news>

○ 提出書類

- a 体質強化グループ活動支援事業実施申請書（別記様式第1号）
- b 漁業者グループの概要と協同化計画書（別記様式第2号）
共同作業については実施要領を作成して内容を具体的に記載し添付すること
- c 漁業者グループの取組要旨（別記様式第3号、各漁業者グループで作成後、漁連等にて各都道府県内一覧表を作成）
- d 施設、機器類の経費に係る入札、合見積書
- e 省燃油型施設等の管理規程（省燃油型施設等の導入を予定する場合必要）
- f 体質強化グループ活動支援事業により取得した施設、設備及び機器等の管理台帳（省燃油型施設等の導入を予定する場合必要）
- g 体質強化グループ活動支援事業費助成金交付申請書（別記様式第5号）
(注1) 入札・合見積は原則3者以上からとること
(注2) 入札・合見積をとる際、以下にあげる者から調達を受ける場合には、利益排除を行うこと
ア 認定グループもしくは構成員自身
イ 100%同一資本（出資）に属する上記アのグループ企業
ウ 認定グループもしくは構成員の関係会社（上記イの企業等を除く）
(注3) 見積書の明細は、本体とオプション（付属機器別）、その他（明細添付）の費用を区分すること
*複数の者による落札は原則認めない。

（2）審査及び事業評価

- ① 水漁機構は応募締め切り後速やかに評価委員会を開催し、漁業者グループの協同化への取組について「漁業者グループの概要」の他、省エネ又は生産性向上施設等の導入については、以下の点に配慮して審議を行う。
 - a 省エネ又は生産性向上に資する協同化に必要な施設・機材であること
 - b 「漁業者グループの概要と協同化計画書」に則し、かつ、同計画の実施に不可欠な新技術・設備であること
 - c 省エネ又は生産性向上のための技術・設備の導入を含む取組は、漁業種類、対象魚種、操業形態等において同様の取組が当該地域および当該地域と類似の条件にある周辺地域において普及していないものであること
 - d 新技術・設備等がモデル事業となることが見込まれること
 - e 漁業従事者5名以上が共同で所有・使用する技術・設備であること
- ② 評価委員会から事業の評価を受けた認定グループに対しては、水漁機構から漁連等を通じ「体質強化グループ活動支援事業承認について」（別記様式第4号）を交付する。認定の交付を受けた認定グループは水漁機構に対し助成金交付申請書を提出する。水漁機構は認定グループから助成金交付申請書があった場合、「体質強化グループ活動支援事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第6号）を交付する。

（3）事業結果の報告及び助成金の交付請求

- ① 認定グループは、事業終了後、下記提出締め切り期日までに以下の必要な書類を添付し、「体質強化グループ活動支援事業に関する実績報告書」（別記様式第8号）「体質強化グループ活動支援事業費助成金精算払請求書」（別記様式第9号）を漁連等を経由して水漁機構に提出する。
- ② 認定グループからの助成金の請求は、基本的には一括精算払いとするが、認定グループは概算払いを請求することが出来る。概算払いについては、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「体質強化グループ活動支援事業費助成金概算払請求書」（別記様式第7号）をもって請求できる。
- ③ 漁連等は、漁業者グループが作成した助成金等を請求する認定グループの事業結果等を記載した「認定グループの事業実績要旨」（別記様式第10号）の取り纏めを作成し、水漁機構にデータで送信すること（Eメール等）。

- 請求額確認のための証ひょう書類

- a 請求にあたっては、請求書・領収書、振込依頼書、（金融機関の振り込み証明書でも可）・納品書（すべて写）並びに旅費等支払計算書（任意形式。但し、講師等の受領印付）等を添付する（別掲参照）。
- b なお、請求書・領収書等・納品書については、宛先に「認定グループ名」又は「認定グループ代表者名」が記載されたものとする。（但し、謝金等で請求書・納品書がない場合は、添付不要。）
- c また、契約書（写）による申請の場合にも、請求書・領収書等・納品書（すべて写）を必要とし、契約書には支払期日・金額が記載してあること

- 工事完了を証明する書面

導入する機械装置・設備等については、工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること

- a 施行業者等が発行した工事等の完了証明
- b 設置位置図・仕様書・設計図等の機械装置・設備等の所在及び内容を示す図面
- c 工事完了及び機械装置・設備等の型式を特定し、全体の構成を証明し得るよう複数枚で構成した写真（*費用申請時補助資料参照・撤去前を含む）

- 設備・機器に係る入札書や合見積書

- 被導入機は原則廃棄処分（下取りは除く）とすること

- 一次交付締切期日： 平成22年 9月30日（木）必着

二次交付締切期日： 平成22年11月15日（月）必着

最終交付締切期日： 平成23年 2月 1日（火）必着

（4）助成金の支出

水漁機構は、上記（2）の「体質強化グループ活動支援事業に関する実績報告書」（別記様式第8号）について、受領済み協同化計画との整合等を確認したうえ、認定グループに対し、「体質強化グループ活動支援事業の助成金の額の確定通知」（別記様式第11号）により、助成金の支出通知を行うとともに金融機関に開設した認定グループの口座に助成金の支出を行う。

(5) 最終報告

省エネ推進活動、生産性向上の一環として必要不可欠な省燃油型施設等の設備導入に係る補助を申請した認定グループは、平成24年4月1日から末日の間にグループ全体の燃油消費量の状況等を「燃油消費量報告書／生産性向上報告書」（別記様式第12号）に記載し、漁連等を経由して水漁機構に提出する。

(6) 事業実施後の変更

上記（2）の事業の採択を受けた事業を実施した漁業者グループは、次の場合は、水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない。

（変更承認が必要な場合）

- a 認定グループの代表者及び構成員の変更
- b 導入施設又はその設置（管理）場所の変更
- c 評価委員会及び水漁機構が変更申請の必要あるとした場合

（変更承認に必要な提出書類）

- a 体質強化グループ活動支援事業変更実施申請書（別記様式第1号-2）
- b 漁業者グループの概要と協同化変更計画書（別記様式第2号-2）（変更内容を反映させたもの）
《以下、必要に応じて提出》
- c 省燃油型施設等の管理規程（省燃油型施設等の導入をした場合必要）
- d 体質強化グループ活動支援事業により取得した施設、設備及び機器等の管理台帳

(7) 導入施設・機材に係る管理

- ① 認定グループは、事業により導入した施設・機材については「体質強化グループ活動支援事業で取得した省燃油型の施設、設備及び機器等の管理運営について」に基づき「省燃油型施設等の管理運営規程」及び「施設、設備及び機器等の管理台帳」を作成するとともに適正な管理運営を行わなければならない。（添付資料②、③参照のこと）
- ② 認定グループは、「助成金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令15号）に定める耐用年数中に事業により導入した施設・機材の処分（廃棄、目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供）を行ってはならない。

(8) 文書の保管

認定グループの会計帳簿及び収支に関する証拠書類の保管期間は、補助事業完了の日の属する会計年度の終了後、5年または耐用年数のうち、どちらか長い期間とする。

以上